

2003年4月 No.429

# 京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp



山城町社会福祉協議会が実施する「ふれあいクラブ」でゲームを楽しむ高齢者（6～7面に関連記事）

## もえくす

二十一世紀の幕がひらき、今世紀の社会造りの基本理念には、「平和と人権」の思想を正面にしつかりと据えなければならぬといわれているなかで、社会福祉も個人の尊厳、自己決定を尊重しそれを支える制度へと大きく転換する時を迎えています。

このように多様化する府民の生活・福祉課題に対応するためには、一人ひとりの人権が尊重されるような地域社会を急いでつくりなければなりません。今日の社会福祉協議会には、地域住民をはじめ社会福祉関係者、関係機関、団体などの持つ福祉力を横につなぎ、〈地域福祉推進の中核としての社会的立場〉をしつかりと固めることが求められています。

本会としても、「京都府社協中期計画策定指針」に基づき『中期計画』を策定することになっていきます。この計画のなかで、本会の役割と今後の方向性を明確にするとともに、府民ニーズに基づいた地域福祉の計画的・体系的な推進を図るための組織体制の確立と一層効果的な執業務行を旨とさせていただきます。

平成十四年度の本会事業の展開を通じて、次のような、平成十五年年度の課題が益々鮮明になってきています。

○市町村合併に伴う市町村社会福祉協議会への有効な支援対策を講ずること。また、社会福祉法に基づく地域福祉計画策定の規定が施行されるに伴い、市町村社協における地域福祉活動計画作成の支援に尽力すること。

○社会福祉が契約により、選択する福祉へと転換した中で、判断能力が十分でない人々が地域で安心して福祉サービスを受けられるよう支援すること。とりわけ、障害者福祉分野においても支援費制度が導入され、障害者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する方式に変わることへの対応



# 京都府社会福祉協議会事業計画

## I、基本方針

社会福祉事業法が制定されて以来、約半世紀が経過したなかで、へ新しい世紀での社会福祉の構築に向けて、平成十二年六月に新しい社会福祉法が施行され、社会福祉基礎構造改革が本格的に動きだしています。

こうしたなか、社会福祉法の目的に、「福祉サービス利用者の利益の保護」や「地域福祉の推進を図ること」が明記されたことよって、以下の課題への対応について、本会に期待される役割は格段に増大したといえます。

- (1) 社会福祉法に基づく地域福祉計画策定に関する規定が平成十五年度に施行されることにもない、市町村社協における地域福祉活動計画の策定を一層支援することに努めることが必要です。
- (2) 市町村合併に伴う市町村社会福祉協議会の合併問題についての研究・協議をすすめる、有効な支援対策を講ずることが求められています。
- (3) 平成十五年度からは、障害者福祉分野において支援費制度が導入され、障害者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する方式に変わることへの支援が必要で
- (4) 社会福祉が個人の契約により、自分で選択する福祉へと変わった中で、判断能力が十分でない人々が地域で安心して福祉

サービスを受けられるよう支援する取組みに一層力を入れていく必要があります。

(5) 少子高齢化の進展にもなう福祉ニーズの多様化、児童虐待などの課題に対する福祉対応の必要性が高まっています。とりわけ、地域における子育てネットワーク確立への支援を強めることが必要です。

(6) 第三者評価事業の実施についての積極的な検討をする時期を迎えています。

(7) これらに加えて、精神障害者福祉分野への新たな事業展開の緊急性、経済不況の深刻化・長期化にもなう生活困窮問題といった深刻な社会問題への対応が急がれます。

このように、多様化する福祉課題とニーズに対応し、一人ひとりの人権が尊重されるような地域社会をつくるため、社会福祉関係者をはじめ、関係機関、団体、住民など、それぞれのもつ役割、力を横につなぐことが今日の社会福祉協議会に求められています。

本会としても、社会福祉をとりまく情勢の転換期にあたり、へ地域福祉推進の核としてその社会的存在をしっかりと固めなければならぬ時と捉え、本会の役割と今後の方向性を明確にし、府民ニーズに基づいた地域福祉を推進するために必要な組織体制の確立と一層効果的な業務執行を目指してまいります。

こうした状況を踏まえ、「京都府社協中期計画策定指針」に基づく本会の発展を

指した「中期計画」を本年度中に策定するとともに、平成十五年度の本会事業では、九項目の重点課題に基づく事業を推進します。

また、平成十五年度事業執行にあたっては、社会情勢や社会福祉施策の動向を見据えたうえで、平成十四年度にひきつづき、従来事業の見直しを図るなかで、適切な会務運営とさらに精緻な財政運営を行います。

さらに、より効率的な事業実施をめざすために本会事務局の機構改革を含む体制整備を平成十六年四月一日実施を目的に行います。

## II、事業の重点課題

1、地域福祉・在宅福祉の拡充と市町村社協支援の強化

これまでの社会福祉制度が大きく変わろうとする時代の転換期にあたり、本会としては、「府民主体の福祉コミュニケーションを通じて、個人の尊厳とノーマライゼーション理念の息づく社会の実現をめざす」ことを基本に据え、高齢者、児童、障害者、母子・父子家庭、低所得者が安心して生活できるよう、市町村社協と一体となって、住民のニーズに即した地域福祉・在宅福祉事業を企画・開発・推進することにより地域福祉の総合推進を図ります。

「地方分権」を基調とする合併特例法の

改正などを契機に市町村合併の協議が進む中、これに伴う市町村社会福祉協議会の合併問題が大きな課題となっています。本会としては、市町村合併に伴う市町村社協の合併問題を中心とする広域的連携・共同の課題について、具体的な支援対策を実施します。

本年度は社会福祉法による地域福祉計画の策定に関する規定が施行される年であり、市町村における地域福祉活動の推進に新たな期待が高まる中で、市町村行政の計画策定と連携し、市町村社協の地域福祉活動計画の策定を一層押し進めます。

障害者福祉分野においては、本年四月より支援費制度の施行に伴い、市町村社協に期待されている事業者としてのサービス提供や相談・支援活動、社会参加の場づくりなどの諸活動の推進を支援します。高齢者福祉では、四年目を迎える介護保険制度において、市町村社協が事業経営の安定化を図りながら、公益性・公共性に基づく質の高いサービス提供を推進し、他事業者との連携を含む地域福祉の総合推進に役割を果たしていけるよう支援をすすめます。児童福祉分野では、少子化の一層の進展のなかで「子育て不安」や「児童虐待」などが大きな課題となっており、子育てサロンの推進等を通じた地域における子育て支援の取組の広がりと関係者のネットワーク化促進への支援を強めます。

2、生活福祉資金の貸付による生活支援活動の推進

民生委員活動と深く連携して実施している生活福祉資金貸付事業は、低所得者、障害者又は高齢者世帯に、資金貸付と必要な援助を行なうことにより、生活の安定に寄



与することを目的としています。今日の長期にわたる経済不況と社会変化の中で、府民の借入希望が増加しています。また、平成十三年九月二十日には、政府は、『総合雇用対策』の一環として、失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職までの間の生活資金を貸し付け、失業者世帯の自立を支援することを目的に「離職者支援資金」制度を創設しました。本会において平成十四年三月一日から本貸付業務を開始し、今日までに二六〇件を超える貸付に及んでいます。

このような中、本資金貸付中世帯への援助強化・償還促進を図るなかで、原資をより効果的に活用することを旨とし、「生活福祉資金制度運用のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、平成十四年度には「生活福祉資金滞納債権対応方針検討委員会」を設置しました。この中で、モデル社協を指定し、滞納世帯の個別実態調査をすすめながら、法的措置の発動の検討も含む援助・対応方針の確立を図りつつあります。本方針の具体化を図りながら、生活福祉資金の今日的役割についての研究協議を深め、国・全社協に制度改正・運用改善を提言しつつ本事業を推進します。

また、修学資金（無利子）の貸付増加に伴う事務費の必然的な赤字構造の解消策の具体化を引き続き国・府に要望してまいります。

あわせて、小地域における生活支援のための個別生活援助ネットワークを整備し、借受世帯の生活自立を促進します。

また、地域における「権利擁護」の仕組みづくりと心配ごと相談活動、民生委員の「福祉票にもとづく個別援助活動・在宅支援をすすめるネットワークづくり」との協働活動を推進します。

### 3、きょうと高齢者・障害者生活支援センター事業の推進

本会では、痴呆性高齢者、知的障害者や精神障害者が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用を援助する「地域福祉権利擁護事業」を平成十二年度から実施しており、平成十四年度は、毎月一〇件のペースで契約を交わすことができ、平成十五年三月には一四〇件を超える契約が締結されるに至っています。

これまでは、痴呆性高齢者の利用が大半でしたが、最近では、知的障害者や精神障害者との契約が増加してきています。

さらに、障害者が福祉サービスを自由に選択して利用することを旨とした支援費制度の導入が本年四月よりスタートすることから、判断能力の不十分な障害者の福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等のニーズがこれまで以上に増えてくるものと思慮されます。このことから、基幹的社協を中心に全ての市町村社協との協働で地域における支援体制を構築することが何よりも重要になってきています。

そのため、本年度についても、基幹的社協福祉協議会の増設・充実を引き続き国・府に要望しながら、成年後見制度との連携や市町村社協、民協、NPO組織の協力を得て支援のネットワークづくり（地域における「権利擁護」の仕組みづくりと要支援者への地域の見守りネットの構築）を推進します。また、様々な障害のある利用者の支援にあたる生活支援員の援助技術の向上を図るための研修を実施します。

なお、平成十五年度から京都市内での本事業の実施については、京都市社会福祉協議会が担うことになりました。

### 4、京都府社協福祉サービス運営適正化委員会運営事業の促進

社会福祉法第八十三条の規定に基づき、「地域福祉権利擁護事業」の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する利用者等からの苦情を第三者の立場から公平・適切に解決するため、平成十三年一月に、本会に「京都府社協福祉サービス運営適正化委員会」を設置しました。

これまで委員会に寄せられた苦情は一五五件であり、本制度の周知が一定すすむ中で、関係者・府民の理解と関心が向けられてきています。

今年度は、運営適正化委員会及び運営監視協議体と苦情解決協議体の円滑な運営を図るとともに、事業者に対しての研修や巡回指導を強め、第三者委員設置や利用者に対する本制度の周知・啓発を促すなかで本事業の一層の定着をはかります。

### 5、ボランティア活動の振興と福祉教育の推進

ボランティア国際年（二〇〇一年）を締めくくるとき、国連総会は「ボランティア活動支援に関する勧告」（二〇〇一年十二月）を議決し、ボランティア活動が「経済と社会の開発に貴重な貢献」をし、「社会的排除と差別の克服」の重要な要素であり、「すべての人の生活を質的に向上させる手段」と評価し、一層の推進を各国に提唱しています。

ボランティアに対する国民の関心は高く、NPO活動の活発化とともに活動分野も福祉、環境、災害等多方面にわたり、全国で

七二万人、府内市町村社協登録者数は約二〇、〇〇〇人に達しています。

一方、学校教育における「奉仕活動・体験活動推進事業」や新教育課程の「総合的学習の時間」等が実施されていく中で、これらと連携した地域における福祉教育の新たな展開が求められています。

こうしたなかで、社協がこれまで推進を図ってきたボランティア活動の拡充・発展の方策として、「協働」をキーワードとするボランティア活動と市民活動の一体的推進の方向が出されています。

社協ボランティアセンターは、従来の枠にとらわれることなく、さまざまな活動への支援機関としての位置付けや体制整備を図っていくことが期待されています。

本会としては、府民のボランティア活動や地域福祉活動への参加促進やネットワーク化を図るために、市町村社協ボランティアセンター活動への支援を基本に、福祉救済ボランティア活動の推進・支援、福祉教育の推進、ボランティアコーディネーター業務への支援、ボランティア活動支援事業の推進、ボランティア活動振興財源の造成、ハートピア京都ボランティアセンターの管理・運営などの事業を推進します。

また、子どもや家族をめぐる今日のさまざまな問題について、「家族の絆」を見つめ直し、強めていく取りくみとして「家族でボランティア」事業を新たに推進します。

### 6、介護保険に関する情報提供・連絡調整・援助活動の展開

介護保険制度の円滑な実施を推進する上で介護支援専門員の役割は重要です。引き続き、介護支援専門員実務研修受講試験を受託実施する一方、質の高い介護支援専門



員の養成・確保を図るため、受験対策講座を開講するとともに、「実務研修」を受託し実施します。さらには、介護支援専門員の資質向上のため、現任研修事業の充実を図り、京都府介護支援専門員協議会の発展・強化のための必要な支援を行います。また、市町村社協や社会福祉施設等に介護保険制度の関連情報を提供するとともに、福祉・保健・医療関係の各種組織・団体との連携や連絡調整、研修や会議、講師派遣等を行います。

7、社会福祉法人及び施設の経営・運営基盤の安定とサービスの質の向上促進

平成十五年四月より、障害者福祉サービスが「措置制度」から「支援費制度」へと移行し、介護保険制度と同様に契約による福祉サービスの利用制度へと変化することとなります。支援費制度の円滑な移行に向けた支援が求められています。

また、規制改革をはじめとする各種の構

造改革推進の議論で社会福祉法人の見直しや保育園・幼稚園の一元化、公設民営またはPFI方式等による特別養護老人ホーム経営への企業参入等、今後、保育・介護分野における規制改革の検討が一層進められようとしています。こうした問題については、各種別組織の共通課題として捉え、研修会の開催等を通じて対応を行っていくこととします。

なお、社会福祉法人の経営基盤の強化については、京都府社会福祉施設経営者協議会の福祉施設経営指導事業への援助体制の強化を図るなかで、福祉サービスの質の向上や人材養成、社会福祉法人に求められている今日的役割等を探求するため、課題別あり方の検討会の設置に着手するとともに情報提供についても工夫を行っていくこととします。

8、福祉人材の養成確保と資質の向上

介護保険制度・支援費制度の導入を含む

福祉の転換期において、全ての福祉関係者には、これまで以上に質の高い福祉活動・事業が展開されることが求められています。同時に、そういった活動・事業を支える人材の確保・養成を図ることも急務の課題となってきています。

複雑化・多様化する府民の社会福祉ニーズに対応できる福祉職員・リーダー・ボランティアといった人材の確保・養成を目指し、社会福祉の基本理念をはじめ専門的知識・技術はもちろん、一人ひとりの人権を尊重した豊かで温かい人間性を養い、培うための研修事業の充実を目指します。

一方、福祉人材センターでは、求人施設や求職希望者のニーズにあった紹介事業を展開していくことが求められています。福祉人材センターの周知と利用の促進を図りながら、今日の社会に求められる福祉人材の養成・確保を図ります。

9、財源の造成及び民間社会福祉財源の

開拓・活用

①本会構成会員並びに賛助会員の加入促進、②図書販売事業の拡充及び収益事業の開拓、③広告料・各種保険料収入、④会議参加費等収入、⑤各種講習会の受講・手数料収入、⑥生活福祉資金の利子収入の確保、⑦効率的な資金運営による利子確保、⑧各種民間助成金の導入と寄付金収入の増額確保、⑨共同募金配分金の増配、⑩ボランティアバンク基金の造成など『民間財源の造成』にさらなる努力を傾注するとともに、適切な補助金の確保並びに本会事業目的にかなない、財政の円滑化に資する委託事業の継続・導入等の創意工夫によって財源を確保し、計画的かつ重点的・効率的な財政運営を図ります。

## 京都府社会福祉協議会

## 新職員紹介

### 常務理事就任あいさつ

京都府社会福祉協議会

常務理事 大槻 明司



四月一日からお世話になることとなりました。

誠に微力ではございますが、役員の皆様や会員の皆様のご指導、ご協力を賜り、また、事務局職員のご協力をいただきながら、地域福祉の推進を図ることを目的とする本会のお役に立てる様、努力していく所存で

ございます。よろしく願っています。

社会福祉基礎構造改革が進むなか、新世紀での新しい社会福祉の構築に向けて、本会に寄せられた期待と役割は増大しております。

一方で、経済不況が長期化しており、事業の推進には、時には困難な課題に直面する事も予想されますが、行政や市町村社協、民生児童委員、施設等関係する多くの団体等と密接に協力しながら、地域福祉の中核として進んでまいりたいと考えております。

多くの方々の温かい御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願っています。

私は、本会で仕事ができることを本当に嬉しく思っております。「生命を尊重し、生きる喜びを知り、お互いの幸せを願う心」を常に心において努力してまいりたいと考えております。どうかよろしく願います。



京都府福祉人材・研修センター  
人材情報課雇用推進担当課長

嶋川 靖白



四月一日付けで人材情報課にお世話になることになりました。

高齢化社会が進み、戦後最悪の失業率がいわれる昨今、福祉職場を希望される方が多いと伺っています。福祉の業務は人的サービスが中心であり、質の高い人材の育成と確保が重要となっております。

また、介護支援に関する資格取得者も順調に増加していますが、需要が専門的かつ高度化し、これに対応すべく資格取得も時代の要請でもあります。このような福祉に関する人材の育成と確保という重要な業務に携わることになり、少しでも皆様の期待に応えられるように努めていく所存でありますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

福祉部 施設福祉課

主事 西村 彩



二〇〇三年四月一日付けで、福祉部施設福祉課でお世話になります西村彩と申します。

今日社会福祉は措置から契約という大きな転換期を向かえております。そのなかで、社協が担う重要な役割と責任を理解し、地域の皆さんの声が届き顔と顔とが結びついた福祉を目指して、精一杯仕事に励みたいと考えております。

まだまだわからない事もたくさんですが、一日一日が勉強という気持ちを持って頑張ります。皆様方のご指導ご協力を受け一步一步成長していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

総務部 民生課

主事 廣澤 美佳

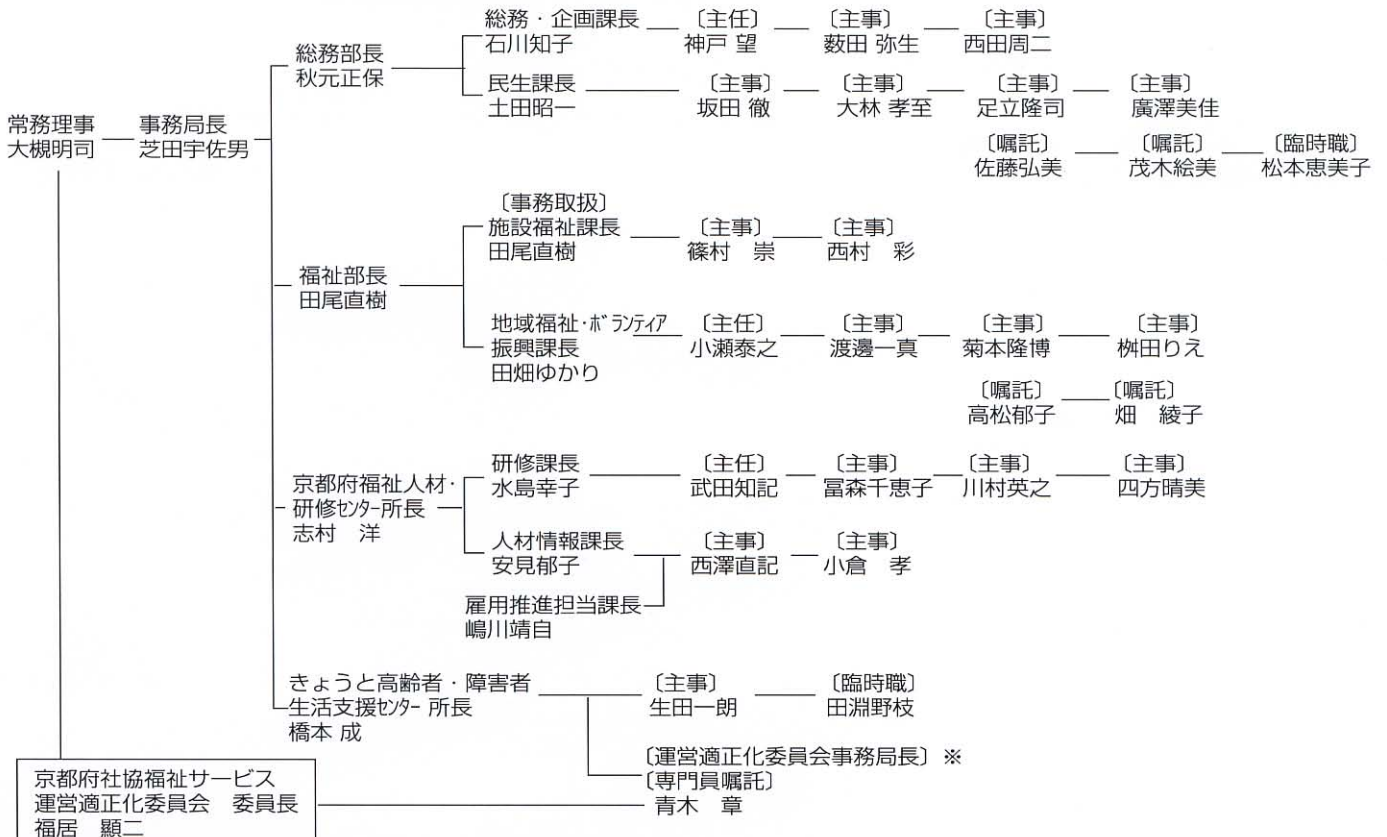


二〇〇三年四月一日より総務部民生課でお世話になっております。

今日、与えられる社会福祉から、主体性をもって自ら選ぶ社会福祉への変革に伴い、社会福祉協議会の役割はますます重要なものになってきています。

誰もが自分らしく、誇りを持ち、まちの一員として生き生きと豊かな生活ができるよう、日々学ばず姿勢を忘れずに仕事をしたいと思っています。皆様のご指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 京都府社会福祉協議会事務局組織機構図及び職員一覧【2003年4月1日】



※苦情解決業務以外の福祉サービス運営適正化委員会事務局業務（庶務・経理等）は本会事務局において処理する。



# 『ふれあいクラブ』で孤立の防止

## 週二回、お風呂やゲームで二日楽しむ

山城町社会福祉協議会（以下、山城町社協）では今年一月より『ふれあいクラブ』が発足しました。『ふれあいクラブ』は家にひきこもりがちな要介護認定を受けておられない元気な一人暮らし高齢者や昼間一人暮らしになる方々等を対象にした集いの場です。介護保険制度の発足以後、在宅福祉サービスは充実しつつありますが、高齢者の一人ひとりの生活をこれらの制度だけで支えることはとてもできません。山城町社協では、これまで高齢者が安心して地域に住み続けたいという願いをかなえるためには、同じ地域に住む方々がお互いに助け合う地域社会（福祉「コミュニティ」）づくりが必要と、町内に「いきいきサロン」の設置を推進してきましたが、この『ふれあいクラブ』の発足でより細かな在宅福祉サービスが展開されています。

## 山城町 社会福祉協議会

『ふれあいクラブ』は今年一月より山城町社協の独自の事業として発足しました。

対象者は、家にひきこもりがちな介護認定を受けておられない元気な一人暮らし高齢者や後期高齢者世帯あるいは昼間一人暮らしになる人で、火曜日・木曜日・金曜日の週三日実施しています。

会場は町内の老人福祉センター「やすらぎ苑」の機能訓練室を借りて開催しています。

開設当初は十名程度の会員数の予想で事業を開始しました

が三月には三十二名（内訳は、一人暮らし高齢者七名・昼間一人の二十一名）となっています。男女の比率は、男性九％・女性九一％と断然女性が多くなっています。また、年代では、明治生まれの一人・大正生まれの二人・昭和生まれの八名で最高齢は明治二十九年生まれ、一番若い人は昭和十年生まれと参加者の中でも三十歳という年齢の開きがあります）、四月には約四十名と予想を上回る会員数に職員も驚きを隠せません。

参加費は、昼食代の五〇〇円です。

参加者の中には、いきいきサロンに参加できない人もいて、こうした受け皿が必要となっています。また、いきいきサロンとふれあいクラブの両方を利用している人もあり、利用者の選択肢の拡大につながりました。

山城町社協のこうした事業実績を町も認め『ふれあいクラブ』は四月より町の委託事業として出発することになり財政的には少し楽になったようです。



取材当日の参加者は六名（参加者は平均して十名程度です）でしたが和気藹々と楽しそうでした。

参加者は元気な高齢者なので、町の循環バスに乗ってやすらぎ苑までやってきます。まず、血圧測定や簡単な問診の後、当日食べるお弁当のおかずを注文します。お弁当は近隣の食堂がハンバーグ定食や焼き魚定食など十数種の献立を五〇〇円のサービス価格で出前をしてくれます。

会場ではホットカーペットが敷き詰められ、高齢者への配慮も行き届いています。

『ふれあいクラブ』の一日のタイムスケ



家にひきこもりがちな高齢者が外へ出て、みんなと交流し元気でいきがいのある自立生活の助長を図ることを目的とする。 社協が主体となり開催。	目的	(地域での福祉活動) 支部役員・ボランティアが主体となり開催 ・寝たきりをつくらない ・病気や福祉ニーズの早期発見 ・ふれあい、仲間作りの場
9時30分～15時 ・製作活動・絵手紙講習 ・健康体操・頭の体操・ゲーム・歌 ・保育園児との交流 ・誕生日会 ・交通教室	内容	11時～15時 ・おしゃべり ・製作活動 ・ゲーム ・歌 ・介護の話・交通教室
1人暮らし又は昼間1人で暮らしている65歳以上の方、あるいは75歳以上の2人暮らしの方	対象者	75歳以上の方
登録者数42名 (開催曜日によって参加者数は違う)	参加人数	開催地域 17地域 延べ参加者数 200名
毎週 火・木・金	回数	毎月 第2金曜日



一日のタイムスケジュール

- 9:30 集合  
健康チェック  
入浴  
健康体操  
おしゃべりやゲーム
- 11:45 昼食
- 13:00 レクリエーション
- 15:00 終了

ゲームはその都度参加者の体調に合わせて職員が難度を調節されており、プロの心遣いに感じました。  
今後の展開としては現在カラオケの指導をしてもらっているボランティアに加えて社協の登録ボランティアにも参加してもらい、ゲームやお話し相手の充実も考えているとのことでした。

ゲームは別表の通りです。  
会場でのレクリエーションは、レクリエーション指導員の資格をもつ職員が毎回様々なゲームで楽しませてくれます。  
当日は早口言葉遊び、歌にあわせた体操、空き缶積みなど次々とゲームが続きます。

全国社会福祉協議会

# しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償



●お問い合わせ

取扱代理店

**福祉保険サービス**

ホームページも御覧下さい。 <http://www.fukushihoken.co.jp>  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667



# はーとふる通信 Vol.19

## 地域で暮らす知的障害者への支援について

「グループホームで生活する中で」

Ｔさんは四十代の男性です。母親と同居をしていたのですが母親の体調が思わしくなく現在は通所授産施設に併設されているグループホームを利用しています。

身体状況は、療育手帳B判定。てんかんがあり、二ヶ月に一回通院、服薬をしています。

また、昼間は授産施設に通い、週末はショートステイを利用しています。

Ｔさんは買い物が好きで毎日夕食後、グループホーム利用者、世話人と出掛けることが日課となっています。

買い物の際には自分の財布を持って出かけますが「大金を持つと心配なので小銭だけにしてもらっています。」とのことでした。

母親が体調のよかった頃はすべて母親が金銭管理をしてきていましたが、体調が悪くしてからは通所授産施設で管理を行っていました。生活保護費を受給申請する予定をしていることもあり、「これを機に地域福祉権利擁護事業でお金の出し入れを本人とともに行ってもらえないか」という相談が施設の指導員より地元社協に入りました。

「契約をする中で本人の自信に」

さっそく、基幹的社協の専門員が本人及び母親に本事業の説明をしたところ、本人も、「食べていけるくらいのお金はもらっているとかが、自分だけではお金の管理が不安なので誰か助けてくれる人がいればありがたい」とのことでした。また、母親も本事業の利用については「非常に助か

ります。賛成です」ということで、すぐに契約をすることができ生活支援員の紹介を行いました。

Ｔさん自身、契約を行うことや印鑑を押すことが初めてのことで、「一人前になった。」とすごく得意げな表情をしていたとのことでした。

支援内容としては、生活支援員が月一回一時間の支援として、預金の払戻の同行、ホーム利用料の支払、生活費とごすかいを本人に渡しています。ただし、生活費については本人が持てる範囲の現金は自分の財布で保管してもらい、超えた分はホームで保管し随時本人に渡してもらうことになっています。

現在、Ｔさんは自分でお金を持つことが非常に嬉しいようで生活にも幅ができ、自信につながっているようです。

この四月からはグループホームに土日世話人が常駐することになりショートステイの利用も無くなるそうです。今後は、通所授産施設に通わない土日の過ごし方や計画的なお金の使い方などが課題になってきます。

「支援費制度が始まる中で」

「地域ではサービスが全体的に不足している現状です。施設だけで支援を考えるのではなく様々なところへつなげてネットワークを広げていくこと、そういう中で役割分担をしてひとりのひとと

支援をしていくことができればと思っています。そうすれば地域生活をする人も増えていくのではないのでしょうか。」と授産施設の指導員の方は言います。

障害者分野では平成十五年四月から、契約によりサービスを利用する支援費制度がスタートします。利用者本人が自らのニーズに基づいてサービスを選択し、自立した生活を送ることができるようになるためには重層的な支援体制が必要になってきます。

また、高齢者のように残存能力を尊重した支援と少し違い、自立に向けた支援が中心になってきます。関係者の価値観を押し付けることなく、社会生活への参加・適応ができるように本人がいるような場面で学んでいけるようにしていくことが大切です。

本事業も障害者の方々が安心して地域生活ができるためのひとつのツールとして利用が増えればと願っています。

勇気ある  
一歩を  
支える「安心」



### ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。  
保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

### ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先

もありません

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375  
TEL 075-252-6295